

○「「地方公務員災害補償法施行規則第3条第6項の規定による平均給与額の計算の特例について」等の一部改正について」の適用について

〔 平成4年5月1日地基企第19号
各支部事務長あて 企画課長
第1次改正 平成16年4月30日地基企第52号 〕

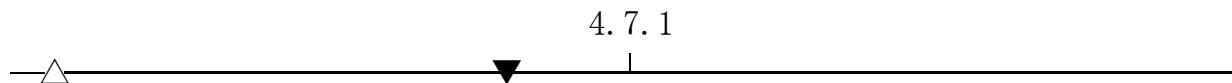
標記については、平成4年5月1日付け地基企第18号により通知されたところですが、その適用については、各地方公共団体における週休2日の実施状況により異なることとなるので、別添（参考）を参照の上取り扱われるようお願ひいたします。

（参考）平均給与額特例通知第5の適用について

既に4週6休を導入している地方公共団体において、平成4年7月1日から完全週休2日制を導入した場合における特例第5の適用について。

（いずれの場合も、補償事由発生日において規則第3条第3項及び第4項の計算を行う場合の適用）

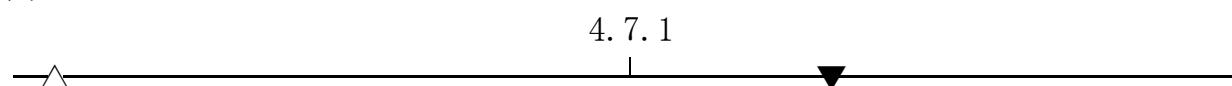
例1



△：改正前の特例第5を適用

▼：改正前の特例第5を適用

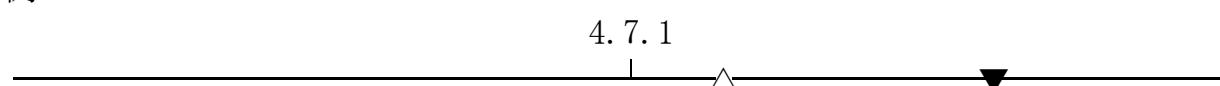
例2



△：改正前の特例第5を適用

▼：改正後の特例第5を適用

例3



△：改正後の特例第5を適用

▼：改正後の特例第5を適用

(注) △：規則第3条第4項の規定により、災害発生日を補償事由発生日とみなして計算を行う場合

▼：規則第3条第3項の規定により、補償事由発生日を採用の日とみなして計算を行う場合

改正前：改正前の特例の規定により、給与の日額に23を乗ずる

改正後：改正後の特例の規定により、給与の日額に21を乗ずる